

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成30年9月3日

月 曜 日

号 外(2)

## 目 次

### 告 示

○定置漁業及び区画漁業の免許	1
○漁具の標識の設置を必要とする定置漁業の指定	8

## 告 示

### 富山県告示第381号

定置漁業及び区画漁業の免許について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第10条の規定により、平成30年9月1日付けをもって次のとおり定置漁業及び区画漁業を免許したので公示する。

平成30年9月3日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 定置漁業

免許番号 (公示番号)	漁業権者の住所、氏名又は名称	制限又は条件
定第1号	魚津市経田西町10番 105号 代表者 浜田清人	なし
定第2号	魚津市経田西町10番 105号 代表者 浜田清人	なし
定第3号	下新川郡朝日町境1789番地 水島洋	なし
定第4号	下新川郡入善町吉原4733番地1 有限会社 目合又大謀網	なし
定第5号	下新川郡入善町吉原4733番地1 有限会社 目合又大謀網	なし
定第6号	下新川郡入善町芦崎 370番地 代表者 池田博	なし

定第7号	黒部市新町37番地 大愛富美子	なし
定第8号	魚津市東町14番5号 有限会社 藤吉水産	漁業調整のため次のエ及びオの点を結ぶ 正線から北側に漁具を敷設してはならない。 エ 富山県漁場測量標（以下「測量標」という。）第143号から第142号の見透線を基準として 255度14分 685メートルの点 オ 同 257度32分 471メートルの点
定第9号	魚津市東町14番5号 有限会社 藤吉水産	なし
定第10号	魚津市東町14番5号 有限会社 藤吉水産	なし
定第11号	魚津市経田西町10番 105号 代表者 浜田清人	なし
定第12号	魚津市東町14番5号 有限会社 藤吉水産	なし
定第13号	魚津市本町1丁目2番23号 魚津水産株式会社	なし
定第14号	魚津市本町1丁目2番23号 魚津水産株式会社	なし
定第15号	魚津市本町1丁目2番23号 魚津水産株式会社	なし
定第16号	魚津市青島 851番地7 代表者 貫和司郎	なし
定第17号	魚津市青島 851番地7 代表者 貫和司郎	なし
定第18号	魚津市青島 851番地7 代表者 貫和司郎	なし
定第19号	魚津市本町1丁目2番23号 魚津水産株式会社	なし
定第20号	魚津市青島 851番地7 代表者 貫和司郎	なし
定第21号	魚津市本町1丁目2番23号 魚津水産株式会社	なし

定第22号	魚津市本町 1 丁目 2 番23号 魚津水産株式会社	なし
定第23号	魚津市本町 1 丁目 2 番23号 魚津水産株式会社	なし
定第24号	魚津市青島 851番地 7 代表者 貫和司郎	なし
定第25号	滑川市荒俣 200番地 代表者 池田文也	なし
定第26号	滑川市荒俣 200番地 代表者 池田文也	なし
定第27号	滑川市荒俣 200番地 代表者 池田文也	なし
定第28号	滑川市荒俣 200番地 代表者 池田文也	なし
定第29号	滑川市荒俣 200番地 代表者 池田文也	なし
定第30号	滑川市魚躬70番地 1 代表者 村上憲	なし
定第31号	滑川市荒俣 200番地 代表者 池田文也	なし
定第32号	滑川市荒俣 200番地 代表者 池田文也	なし
定第33号	滑川市魚躬70番地 1 代表者 村上憲	なし
定第34号	滑川市荒俣 200番地 代表者 池田文也	漁業調整のため、隣接して敷設される共第 6 号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。
定第35号	滑川市荒俣 200番地 代表者 池田文也	(1) 漁業調整のため、隣接して敷設される共第 6 号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。 (2) 昭和57年漁期に敷設された磯垣網の末端から60メートル短縮して垣網を設置しなければならない。
定第36号	富山市古志町 5 丁目55番地 代表者 安倍久智	なし

定第37号	富山市古志町5丁目55番地 代表者 安倍久智	なし
定第38号	富山市古志町5丁目55番地 代表者 安倍久智	なし
定第39号	富山市古志町5丁目55番地 代表者 安倍久智	なし
定第40号	富山市岩瀬天神町 267番地 深曳漁業生産組合	なし
定第41号	富山市岩瀬天神町 267番地 深曳漁業生産組合	なし
定第42号	富山市岩瀬天神町 267番地 深曳漁業生産組合	なし
定第43号	富山市四方新92番地の7 大門漁業有限会社	なし
定第44号	富山市四方新 130番地 大垣漁業有限会社	なし
定第45号	富山市四方新 130番地 大垣漁業有限会社	なし
定第46号	富山市四方新92番地の7 大門漁業有限会社	なし
定第47号	富山市四方新92番地の7 大門漁業有限会社	漁業調整のため1月20日以降沖垣網を敷設してはならない。
定第48号	射水市港町18番16号 鷲北昭雄	なし
定第49号	射水市放生津町17番10号 代表者 尾山春枝	なし
定第50号	射水市放生津町22番1号 新徳漁業有限会社	なし
定第51号	射水市海竜町5番地 共和水産株式会社	なし
定第52号	射水市海竜町5番地 共和水産株式会社	なし
定第53号	射水市三日曾根4番3号 尾山水産有限会社	なし
定第54号	射水市放生津町17番10号 代表者 尾山春枝	(1) 漁業調整のため2月8日以降第1沖垣網並びに第2沖垣網を敷設してはならない。

		(2) 第2沖垣網は、235メートルを超えてはならない。
定第55号	射水市中央町21番18号 有限会社 矢野漁業	なし
定第56号	射水市本町1丁目5番11号 有限会社 野村漁業	なし
定第57号	射水市中央町21番18号 有限会社 矢野漁業	なし
定第58号	射水市放生津町21番1号 有限会社 昭栄漁業	なし
定第59号	射水市放生津町17番10号 代表者 尾山春枝	なし
定第60号	射水市放生津町17番10号 瀬中網漁業有限会社	なし
定第61号	射水市本町1丁目5番11号 有限会社 野村漁業	なし
定第62号	射水市三日曾根4番3号 尾山水産有限会社	漁業調整のため1月16日以降沖垣網を敷設してはならない。
定第63号	氷見市地蔵町5番12号 園喜己雄	なし
定第64号	氷見市諏訪野2番18号 角川漁業株式会社	なし
定第65号	氷見市北大町2番33号 代表者 森本太郎	なし
定第66号	氷見市比美町18番18号 代表者 三國嘉彦	なし
定第67号	氷見市北大町2番33号 代表者 森本太郎	なし
定第68号	氷見市比美町18番18号 代表者 三國嘉彦	なし
定第69号	氷見市北大町2番33号 代表者 森本太郎	なし
定第70号	氷見市北大町2番33号 代表者 森本太郎	なし
定第71号	氷見市北大町2番33号 代表者 森本太郎	なし

定第72号	氷見市比美町18番18号 代表者 三國嘉彦	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のオ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 オ 測量標 177-2号から第181-2号の見透線を基準として 274度03分 4,045メートルの点 キ 同 278度26分 4,010メートルの点
定第73号	氷見市中波 455番地 代表者 大西武彦	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準として 263度53分 1,718メートルの点 キ 同 246度30分 1,785メートルの点
定第74号	氷見市中波 455番地 代表者 大西武彦	なし
定第75号	氷見市中波 455番地 代表者 大西武彦	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として 276度52分 2,606メートルの点 キ 同 256度11分 2,616メートルの点
定第76号	氷見市宇波4924番地 代表者 荻野洋一	なし
定第77号	氷見市中波 455番地 代表者 大西武彦	なし
定第78号	氷見市中波 455番地 代表者 大西武彦	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 257度55分42秒 1,803.534メートルの点 キ 同 239度16分11秒 2,224.981メートルの点

定第79号	氷見市中波 452番地 女良漁業生産組合	なし
それぞれの「漁業の名称」、「漁業の時期」、「漁場の位置」、「漁場の区域」及び「存続期間」は、平成30年4月27日富山県告示第 247号のとおり		

## 2 区画漁業

免許番号 (公示番号)	漁業権者の住所、氏名又は名称	制限又は条件
区第1号	下新川郡入善町芦崎 338番地 入善漁業協同組合	なし
区第2号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第3号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第4号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第5号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第6号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第7号	射水市八幡町1丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第8号	射水市八幡町1丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第9号	射水市八幡町1丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第10号	射水市八幡町1丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第11号	射水市八幡町1丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第12号	射水市八幡町1丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第13号	射水市八幡町1丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第14号	射水市八幡町1丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし

区第15号	射水市八幡町1丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第16号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
区第17号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
区第18号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
区第19号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
区第20号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
区第21号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
それぞれの「漁業種類」、「漁業の名称」、「漁業の時期」、「漁場の位置」、「漁場の区域」及び「存続期間」は、平成30年4月27日富山県告示第247号のとおり		

## 富山県告示第382号

漁具の標識の設置を必要とする定置漁業の指定について

富山県漁業調整規則（昭和39年富山県規則第61号）第54条第1項の規定により、漁具の標識の設置を必要とする定置漁業を次のとおり定め、平成30年9月1日から施行する。

漁具の標識の設置を必要とする定置漁業の指定について（平成25年富山県告示第372号）は、廃止する。

平成30年9月3日

富山県知事 石 井 隆 一

富山海区における定置漁業及び区画漁業の漁場計画について（平成30年富山県告示第247号）の公示番号定第40号（深曳）、定第41号（天神前網）、定第42号（深曳小網）、定第50号（伊喜礼三番）、定第51号（伊喜礼二番）、定第52号（酒樽）、定第53号（東三番）、定第54号（大神楽）、定第55号（黒山）、定第56号（三俵目）、定第57号（大中瀬）、定第58号（中瀬四番）、定第59号（中瀬五番）、定第60号（瀬中）、定第61号（刈又）及び定第62号（鈴島）